

金銭の振込先指定方法取扱規定

1. (規定の趣旨)

この規定は、お客さまの株式会社中京銀行（以下「当行」という）における口座内のすべての投資信託受益権のお取引により当行がお客さまに支払うこととなった金銭（以下「金銭」という）をお客さまのあらかじめ指定する当行の預金口座（以下「指定預金口座」という）に振込む場合の取扱いを定め、以ってお客さまと当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

2. (申込方法)

お客さまは当行所定の申込書に指定預金口座を記入することによってこの取引を申込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

3. (指定預金口座の取り扱い)

指定預金口座は当行の投資信託口座名義と同一とします。

4. (指定預金口座の確認)

(1)当行は前記3. により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申し出ください。

(2)前項の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付した後の1週間は振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込ができないことがあります。

5. (指定預金口座の変更)

(1)指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出ていただきます。

(2)変更申込後の取り扱いは、前記3. および前記4. に準じて行うものとします。

6. (金銭の受渡精算方法の指示)

金銭の受渡精算方法については、原則この規定に基づく振込とします。

7. (受入書類等)

当行が振込を行う場合には、その都度受領書の受入は不要とします。

8. (振込金額などの確認)

当行は、金銭を指定口座へ振込んだ場合は、別途ご通知しますので、内容をご確認ください。

9. (手数料)

振込に係る手数料は当行にて負担します。

10. (免責事項)

当行は次に掲げる損害はその責を負いません。

①当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害

②災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害

11. (規定の変更)

この規定は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

12. (解除)

本取決めはお客さまと当行のいずれか一方の申し出により解除することができます。

13. (その他)

本規定に別段の定めがないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等の関連約款・規定に従うものとします。

以上

2020年4月1日